

新型コロナウイルス感染症の電話相談窓口 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**来所相談は行っていません。**ご理解・ご協力をお願いします。
以下の情報は、10月31日時点のものです

一般的な相談窓口

新型コロナウイルス感染症の特徴・予防方法、心配な症状が出たときの対応など

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口」

日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語での相談可

フリーダイヤル ☎0120-565-653

午前9時～午後9時(土・日曜日、祝日を含む)

*タイ語は午後6時まで、ベトナム語は午後7時まで

都「新型コロナ・オミクロン株コールセンター」

日本語、英語、中国語、韓国語、タガログ語、ネパール語、ミャンマー語、フランス語、ポルトガル語など12か国語での相談可

ナビダイヤル ☎0570-550-571

午前9時～午後10時(土・日曜日、祝日を含む)

聴覚障害のある方 ▶ FAX5388-1396

相談票に記入のうえ、送信



発熱などの症状がある方の相談先

かかりつけ医がいる場合

必ず電話で日頃受診している医療機関にご相談ください。

かかりつけ医がない場合や相談先に迷う場合

診療や検査が可能な地域の医療機関をご案内します。

東京都発熱相談センター

☎5320-4592または**☎6258-5780**

24時間対応(土・日曜日、祝日を含む)

墨田区発熱・コロナ相談センター☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

*新型コロナウイルス感染症による不安やストレス等も相談可

*混雑時は電話が繋がりにくい場合あり

*診察が可能な区内の医療機関の一覧は都ホームページを参照

後遺症にお悩みの方の相談先

電話の際に、「**後遺症の相談**」とお伝えください。

墨田区後遺症相談センター☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

[問合せ]保健予防課感染症係☎5608-6191

*新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は区ホームページを参照



新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンの同時接種

新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンは、それぞれを単独で接種した場合と比べても有効性や安全性が劣らないため、同時接種が可能です。一方で、インフルエンザワクチン以外のワクチンと新型コロナワクチンの同時接種は、現時点ではできません。片方のワクチン接種後、2週間の間隔を空ける必要がありますので、ご注意ください。

その他の新型コロナワクチン接種に関する情報は、区ホームページをご覧ください。



問合せ ▶新型コロナワクチン＝墨田区コロナワクチン接種問い合わせダイヤル☎0120-714-587

*受け付けは午前8時半～午後5時15分(土・日曜日、祝日を含む)

▶その他のワクチン＝保健予防課感染症係

☎5608-6191

墨田区新型コロナワクチン接種広報大使「わく丸」



受給を終了した方の再申請期限は**12月31日**まで!

住居確保給付金

離職者等で就業意欲がある方のうち、住居を失った、または失いかねない方に一定期間、求職活動を条件として家賃相当額(上限あり)を支給します。**受給を終了した方の再申請の期限は、12月31日までです。**

なお、解雇された方で対象となる方は、今回の期限が過ぎても再申請できます。要件等の詳細や必要書類は問い合わせるか、区ホームページをご覧ください。

[対象]申請日において▶離職・廃業から2年以内の方 ▶個人の責に帰すべき理由や都合によらない勤務時間、就労機会の減少により、収入が減少した方 *そのほか収入、資産等の要件あり**[支給期間]**原則3か月(最長9か月まで延長可)



[問合せ]暮らし・しごと相談室すみだ(区役所3階・生活福祉課受け付け窓口)☎5608-6289

申請期限は**12月31日**(消印有効)まで!

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮し、**緊急小口資金等の特例貸付けを終了等により利用できない世帯**へ、就労による自立を図るため、また、円滑に生活保護の受給につなげるため、一定期間支援金を給付します。また、本支援金の受給を終了した方の再申請を受け付けます。**申請期限はいずれも12月31日(消印有効)です。**

[対象]社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付けを終了等により、これ以上利用できない世帯の主たる生計維持者 *そのほか収入、資産、求職活動などの要件あり *求職活動要件は当面の間緩和**[月額支給額]**▶単身世帯＝6万円 ▶2人世帯＝8万円 ▶3人以上世帯＝10万円**[支給期間]**初回・再支給いずれも最大3か月間 *申請方法や必要書類等の詳細は区ホームページを参照



[問合せ]墨田区新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金担当☎5608-1254

申込期間を5年3月31日まで延長します!

新型コロナウイルス感染症緊急対策資金融資あっせん

新型コロナウイルス感染症の影響で業績が悪化している区内の中小企業や商店を対象に、あっせん融資の利子等を補助します。

また、3年7月31日以前にコロナ融資を利用した方は、追加でコロナ融資を申し込む際に、既存のコロナ融資と一本化できます。詳細は区ホームページをご覧ください。

[融資限度額]2000万円**[利率]**2.0% *うち1.8%を区が補助**[返済期間]**7年以内 *据置期間(12か月以内)を含む**[申込期間]**5年3月31日まで**[申込み]**申込用紙と必要書類を、直接、経営支援課経営支援担当(区役所14階)☎5608-6183へ *申込用紙は申込先で配布しているほか、区ホームページからも出力可



申込期間を5年3月31日まで延長します!

住宅修築資金融資あっせん

新しい生活様式に対応した住宅環境への改善を支援することを目的に、高齢者および障害のある方が専用室を設ける、または生活しやすくなるように自宅の修築等を行う場合のあっせん融資の利子を、区が全額補助します。

なお、融資の際には金融機関の審査があります。申込方法等の詳細は問い合わせるか、区ホームページをご覧ください。

[対象者]次のいずれかに該当する方とその家族▶65歳以上である ▶身体障害者手帳(1級～4級)または愛の手帳(1度～4度)、精神障害者保健福祉手帳(1級～3級)を持っている▶脳性まひまたは進行性筋萎縮症である▶国の指定難病等の難病医療費助成を受けている *ほかにも要件あり**[対象住宅]**区内に所在し、申込人が現に自ら居住している、または修築後同居する親族が現に居住している住宅**[融資限度額(工事に係る金額の範囲)]**500万円**[利率]**2.0%**[償還方法]**均等月賦償還**[申込期間]**5年3月31日まで**[問合せ]**住宅課計画担当☎5608-6215



混雑状況がわかります!

区役所1階の窓口と2階のマイナンバーカード専用窓口

窓口の混雑状況がわかるほか、受け付けの順番が近付いてきたことをEメールや無料通話アプリ「LINE」でお知らせするシステムを導入しています。ぜひ、ご活用ください。

混雑状況がわかる窓口業務

区役所1階

- ▶住民異動届
- ▶住民票の写しや戸籍の証明書等の発行
- ▶戸籍届

区役所2階

- ▶マイナンバーカードの交付等

確認方法

混雑・空き情報サイト ネコの目.comのホームページから「墨田区役所」を検索

問合せ

窓口課庶務係☎5608-6100

